

高知県アニメ制作人材育成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県アニメ制作人材育成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、県内にアニメ産業を集積し、雇用創出や地域産業活性化につなげる「高知県アニメプロジェクト」を推進することを目的に、県内のアニメ制作企業において必要となる人材の育成に資する取組に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、高知アニメクリエイター聖地プロジェクト実行委員会（以下「補助事業者」という。）が行う別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助対象、経費等)

第4条 前条における補助事業の補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助期間は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、次条各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、第5条の規定により交付申請書の提出があった場合は、その内容の適否等について審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。次号において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (11) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納が認められるとき。

（補助事業の変更等）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ第2号様式による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定額の増額又は20パーセントを上回る減額変更を受けようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更は、この限りでない。

ア 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと認められる場合

イ 補助目的及び事業効率に支障がない事業計画の細部の変更である場合

- (3) 補助事業の実施期間を変更するとき。

2 知事は、前項の規定による変更交付申請書を審査し、適当であると認めたときは、補助金の変更交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難になったとき等、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ第3号様式による補助事業中止等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第10条 第3条に掲げる補助事業者は、補助事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の翌日から起算して3月を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、第4号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、必要な検査（報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査）を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条の規定による変更交付を決定した場合にあっては、その決定した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に補助金を交付する。この場合において、補助金交付決定額（同条の規定による変更交付を決定した場合にあっては、変更交付決定額）と補助金の確定額とが相違する場合は、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(補助金の経理等)

第13条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該証拠書類を補助事業が完了した日（補助事業が複数年にわたる場合にあっては、最終の補助事業が完了した日）の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこれに基づく処分に違反したとき。
- (3) 正当な理由がなく、第10条に規定する実績報告書を提出しないとき又は第11条

の規定による検査を拒んだとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は知事の指示に従わなかったとき。

(5) 第7条各号のいずれかに該当するとき。

2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を県に返還させるものとする。

(地位の承継)

第15条 補助事業者から合併、会社分割その他の理由により補助事業者たる地位の承継を受けた者又は補助事業者は、当該地位の承継に関して、第5号様式による補助事業者の地位承継に関する届出書に地位が承継されたことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を購入する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に対して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(報告及び調査)

第18条 知事は、この要綱の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の実施について報告を求め、又は調査を実施することができる。

(県内発注)

第19条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月7日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第13条から第15条まで、第17条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助事業者	高知アニメクリエイター聖地プロジェクト実行委員会	
補助事業	次に掲げる要件を満たし、知事がアニメ制作人材の育成に資すると認める、アニメ関連の知識・体験を提供するプログラム （1）アニメコンテンツについてのものではなく、アニメ制作についての知識又は体験を得られる内容であること。 （2）参加者に、仕事としてのアニメについて伝えることができる内容であること。	
補助対象経費※	報償費	補助事業の実施に要する講師等の謝礼
	旅費	補助事業の実施に要する講師等の旅費
	需用費	補助事業の実施に要する物品、書籍の購入費、印刷製本費 等
	役務費	補助事業の実施に要する通信運搬費等
	委託料	補助事業の一部を外部に委託する場合の委託料
	使用料及び賃借料	補助事業の実施に要する会場借上料、システム使用料、物品のリース・レンタル費用 等
補助率	定額	
補助限度額	20,000千円	
補助期間	交付決定の日から令和9年2月26日まで	

※消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

高知県知事 様

申請者 所在地
名称
代表者名
生年月日

高知県アニメ制作人材育成事業費補助金交付申請書

高知県アニメ制作人材育成事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助対象事業

別表（第4条関係）に掲げる事業

2 補助事業名

3 補助金交付申請額

金 _____ 円

4 補助対象期間

補助事業着手日 令和 年 月 日

補助事業終了日 令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 定款又は登記事項証明書又はそれに類する書類
- (3) 直近の決算書（貸借対照表、損益計算書等）
- (4) 補助対象事業の内容がわかるカリキュラムやチラシ等
- (5) 令和6～8年度高知県入札参加資格者名簿の写し又は本社及び高知県内の営業所や事業所の都道府県税の納税証明書（写し可）並びに本社及び高知県内の営業所や事業所の消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）
- (6) 誓約書兼同意書（別紙2）
- (7) (1) から (6) までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

1 事業内容

(1) プログラムの名称
(2) プログラムの概要
(3) プログラムの到達目標
(4) 対象者
(5) 参加人数
名
(6) 実施日程
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
(7) プログラムの内容

※必要に応じて、行の高さも自由に変更してください。

2 事業費積算内訳書

プログラムの名称	
----------	--

(単位:円)

経費区分	A	B	B	積算基礎 (Aの根拠)
	補助事業に 要する経費 (税込)	補助対象 経費 (税抜)	補助金 交付申請額 (税抜)	
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び 賃借料				
合計				
千円未満の 端数切り捨て				

※「積算基礎」は、補助事業に要する経費(税込)について単価や数量等の経費の内訳を記入してください。様式に書ききれない場合は別紙(任意様式)として作成してください。

3 収支予算書

(単位:千円)

支 出		収 入	
項 目	金額	項 目	金額
報 償 費		高 知 県 補 助 金	
旅 費		高 知 県 以 外 の 補 助 金 (相 手 方 :)	
需 用 費		自 己 資 金	
役 務 費		借 入 金	
委 託 料		そ の 他	
使用料及び賃借料			
合 計	0	合 計	0

(注) 補助事業期間の収支予算を記入してください。

誓約書兼同意書

私は、高知県アニメ制作人材育成事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税
外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課へ
の個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及
びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金
償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

法人名

代表者 職・氏名（自著）

第2号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 所在地
名称
代表者名
生年月日

高知県アニメ制作人材育成事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった高知県アニメ制作人材育成事業費補助金に係る事業内容を変更したいので、高知県アニメ制作人材育成事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業名

2 補助金変更交付申請額

既交付決定額 金 _____ 円

変更交付申請額 金 _____ 円

3 補助事業実施期間

補助事業着手日 令和 年 月 日

補助事業終了日 令和 年 月 日

変更補助事業終了日 令和 年 月 日（変更の場合は記入）

4 変更事業計画書（別紙1）

1 事業内容(変更前)

(1) プログラムの名称
(2) プログラムの概要
(3) プログラムの到達目標
(4) 対象者
(5) 参加人数
名
(6) 実施日程
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
(7) プログラムの内容

※必要に応じて、適宜、行の高さも自由に変更してください。

変更事業計画書

2 事業内容(変更後)

(1) プログラムの名称
(2) プログラムの概要
(3) プログラムの到達目標
(4) 対象者
(5) 参加人数
名
(6) 実施日程
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
(7) プログラムの内容

※必要に応じて、適宜、行の高さも自由に変更してください。

3 事業費積算内訳書

プログラムの名称	
----------	--

(単位:円)

経費区分	変更前(交付決定額)			変更後			積算基礎 (Aの根拠)
	A	B	B	A	B	B	
	補助事業に 要する経費 (税込)	補助対象 経費 (税抜)	補助金 交付申請額 (税抜)	補助事業に 要する経費 (税込)	補助対象 経費 (税抜)	補助金 交付申請額 (税抜)	
報償費							
旅費							
需用費							
役務費							
委託料							
使用料及び 賃借料							
合計	0	0	0	0	0	0	
千円未満の 端数切り捨て			0			0	

※「積算基礎」は、補助事業に要する経費(税込)について単価や数量等の経費の内訳を記入してください。様式に書ききれない場合は別紙(任意様式)として作成してください。

4 収支予算書

(単位:千円)

当初予算額				変更予算額			
支 出		収 入		支 出		収 入	
項 目	金額	項 目	金額	項 目	金額	項 目	金額
報 償 費		高 知 県 補 助 金		報 償 費		高 知 県 補 助 金	
旅 費		高知県以外の補助金 (相手方:)		旅 費		高知県以外の補助金 (相手方:)	
需 用 費		自 己 資 金		需 用 費		自 己 資 金	
役 務 費		借 入 金		役 務 費		借 入 金	
委 託 料		そ の 他		委 託 料		そ の 他	
使用料及び賃借料				使用料及び賃借料			
合 計	0	合 計	0	合 計	0	合 計	0

(注) 補助事業期間の収支予算を記入してください。

第3号様式（第9条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 所在地
名称
代表者名
生年月日

補助事業中止等承認申請書

令和 年 月 日付 第 号をもって交付の決定のあった高知県アニメ制作人材育成事業費補助金について、下記のとおり（中止・廃止）したいので、高知県アニメ制作人材育成事業費補助金交付要綱第9条の規定により、申請します。

記

1 補助事業名

2 中止等の理由

※中止（廃止）の理由は詳細に記入してください。

3 中止等の予定年月日

年 月 日

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 所在地
名称
代表者名
生年月日

高知県アニメ制作人材育成事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付 第 号をもって交付の決定のあった高知県アニメ制作人材育成事業費補助金について、補助事業を完了したので、高知県アニメ制作人材育成事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 実績報告額

金 _____ 円

3 補助対象期間

補助事業着手日 令和 年 月 日

補助事業終了日 令和 年 月 日

実績報告事業期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 実績調書（別紙1）

5 添付資料

- (1) 補助対象経費に関連する契約書、請求書、支払関係書類（領収書、入出金明細等）
- (2) 実施したプログラムの内容がわかるもの
- (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

1 事業実績

(1) プログラムの名称		
(2) プログラムの概要		
(3) プログラムの到達状況		
(4) 対象者		
(5) 参加人数		
名		
(6) 実施日程		
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
(7) プログラムの内容		
(8) 担当講師		
氏名	専門分野	担当内容

※必要に応じて、適宜、行を追加してください。また、行の高さも自由に変更してください。

2 事業費積算内訳書

プログラムの名称	
----------	--

(単位:円)

経費区分	予算額(交付決定額又は変更申請額)			実績額			積算基礎 (Aの根拠)
	A	B	B	A	B	B	
	補助事業に 要する経費 (税込)	補助対象 経費 (税抜)	補助金 交付決定額 (税抜)	補助事業に 要する経費 (税込)	補助対象 経費 (税抜)	補助金額 (税抜)	
報償費							
旅費							
需用費							
役務費							
委託料							
使用料及び 賃借料							
合計	0	0	0	0	0	0	
千円未満の 端数切り捨て							

※「積算基礎」は、補助事業に要する経費(税込)について単価や数量等の経費の内訳を記入してください。様式に書ききれない場合は別紙(任意様式)として作成してください。

3 収支決算書

(単位:千円)

支 出		収 入	
項 目	金額	項 目	金額
報 償 費		高 知 県 補 助 金	
旅 費		高 知 県 以 外 の 補 助 金	
需 用 費		(相 手 方 :)	
役 務 費		自 己 資 金	
委 託 料		借 入 金	
使用料及び賃借料		そ の 他	
合 計	0	合 計	0

(注) 補助事業期間の収支決算を記入してください。

補助事業者の地位承継に関する届出書

高知県知事 様

申請者 所在地
名称
代表者名

令和 年 月 日付け高知県指令 高 第 号で交付の決定がありました高知県アニメ制作人材育成事業費補助金につきまして、次のとおり補助事業者の地位を下記の者（に承継させた・から承継を受けた）ので、高知県アニメ制作人材育成事業費補助金交付要綱第15条の規定により届け出します。

記

- 1 補助事業名
- 2 承継の年月日
- 3 承継の事由
[合併 ・ 会社分割 ・ その他（ ）]
- 4 会社の名称、本店の所在地及び代表者職・氏名
【名 称】
【本店の所在地】
【代表者 職・氏名】
- 5 添付書類
 - ・承継の事実を証する書類
 - ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ・その他知事が必要があると認める事項